

北海学園大学 公的研究費内部監査規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海学園大学における公的研究費の運営・管理に関する規程第13条第2項の規定に基づき、北海学園大学（以下「本学」という。）における公的研究費の内部監査について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省等（これらが所管する独立行政法人等を含む。）から配分される競争的資金を中心とした公募型資金のことをいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学を統括し、公的研究費の運営・管理について、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

(内部監査室)

第4条 内部監査室は、最高管理責任者の直轄的な組織とし、大学院事務部長及び事務部会計課職員をもって構成する。

2 内部監査室の責任者は、大学院事務部長とする。

3 内部監査室は、公的研究費の適正な使用を確保するため、毎年度、内部監査を実施しなければならない。

4 内部監査室は、監事及び公認会計士との連携を確保し、公的研究費の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行うとともに、効率的、効果的かつ多角的な内部監査の実施に努めなければならない。

(監査区分)

第5条 公的研究費の内部監査を次の各号のとおり区分する。

(1) 科学研究費助成事業の通常監査（以下「科研費通常監査」という。）

(2) 科学研究費助成事業の特別監査（以下「科研費特別監査」という。）

(3) 科学研究費助成事業を除く公的研究費の監査（以下「公的研究費監査」という。）

(4) 公的研究費管理体制の監査（以下「体制監査」という。）

(5) リスクアプローチ監査

(監査対象)

第6条 前条に規定する内部監査の対象は、次の各号のとおりとする。また、監査対象年度は、当該監査を実施する年度の前年度とする。

(1) 科研費通常監査：科学研究費助成事業の交付を受けている研究課題数の概ね10%を対象とし、その抽出は内部監査室が行う。

(2) 科研費特別監査：科研費通常監査の対象となった研究課題のうち、概ね10%を対象とし、その抽出は内部監査室が行う。

(3) 公的研究費監査：科学研究費助成事業を除く公的研究費のうち、概ね10%を対象とし、

その抽出は内部監査室が行う。ただし、監査の実施について、当該公的研究費の要項等に定めがある場合には、これに従う。

(4) 体制監査：公的研究費の管理体制全般を対象とする。

(5) リスクアプローチ監査：公的研究費を対象とし、その抽出は内部監査室が行う。

(監査方法)

第7条 前条に規定する内部監査の方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 科研費通常監査：各種申請書、証憑等の書類確認により実施する。また、必要に応じて研究者、取引業者等関係者へのヒアリングを行う。

(2) 科研費特別監査：各種申請書、証憑等の書類確認に加えて、物品確認等の事実確認を行い、より詳細に監査する。また、必要に応じて研究者、取引業者等関係者へのヒアリングを行う。

(3) 公的研究費監査：科研費通常監査に準じて行う。ただし、監査方法について、当該公的研究費の要項等に定めがある場合には、これに従う。

(4) 体制監査：各種の書類確認に加え、必要に応じて公的研究費の管理体制に関与する者にヒアリングを行い、不正防止を含めた管理体制の有効性を検証する。

(5) リスクアプローチ監査：不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めた監査を実施する。

(監査の通知)

第8条 内部監査室は、監査の実施に当たり、予め監査対象者に通知する。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、事前に通知することなく監査を実施することができる。

(監査担当者の権限)

第9条 監査担当者は、被監査者に対し、帳票及び諸資料の提出並びに事実の説明、その他監査実施上必要なものを求めることができる。

(監査担当者の遵守事項)

第10条 監査担当者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 監査担当者は、業務上知り得た事項を正当な理由なくして他に遺漏してはならない。

(2) 監査は事実に基づいて行い、常に公正に判断されなければならない。

(被監査者の協力義務)

第11条 被監査者は、円滑かつ効果的に監査が行われるよう、積極的に協力しなければならない。

(監査結果の報告)

第12条 内部監査室は、実施した監査の結果を報告書にまとめ、最高管理責任者に提出しなければならない。

(改善是正の措置)

第13条 最高管理責任者は、監査の結果について、改善又は是正の必要があると認められるときは、被監査者の所属する部局の長を通して、その措置を命じる。

2 体制監査における被監査者の所属する部局の長は、事務部長とする。

3 第1項の措置を命じられた部局の長は、速やかに当該措置を講じ、その結果を最高管理

責任者に報告しなければならない。

(監査結果の取扱い)

第 14 条 最高管理責任者は、監査の結果を、コンプライアンス教育及び啓発活動に活用する等して周知し、同様のリスクが発生しないよう徹底しなければならない。

(改 廃)

第 15 条 この規程の改廃は、協議会の議を経て最高管理責任者がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 9 月 19 日施行の公的研究費の内部監査に関する内規は、これを廃止する。